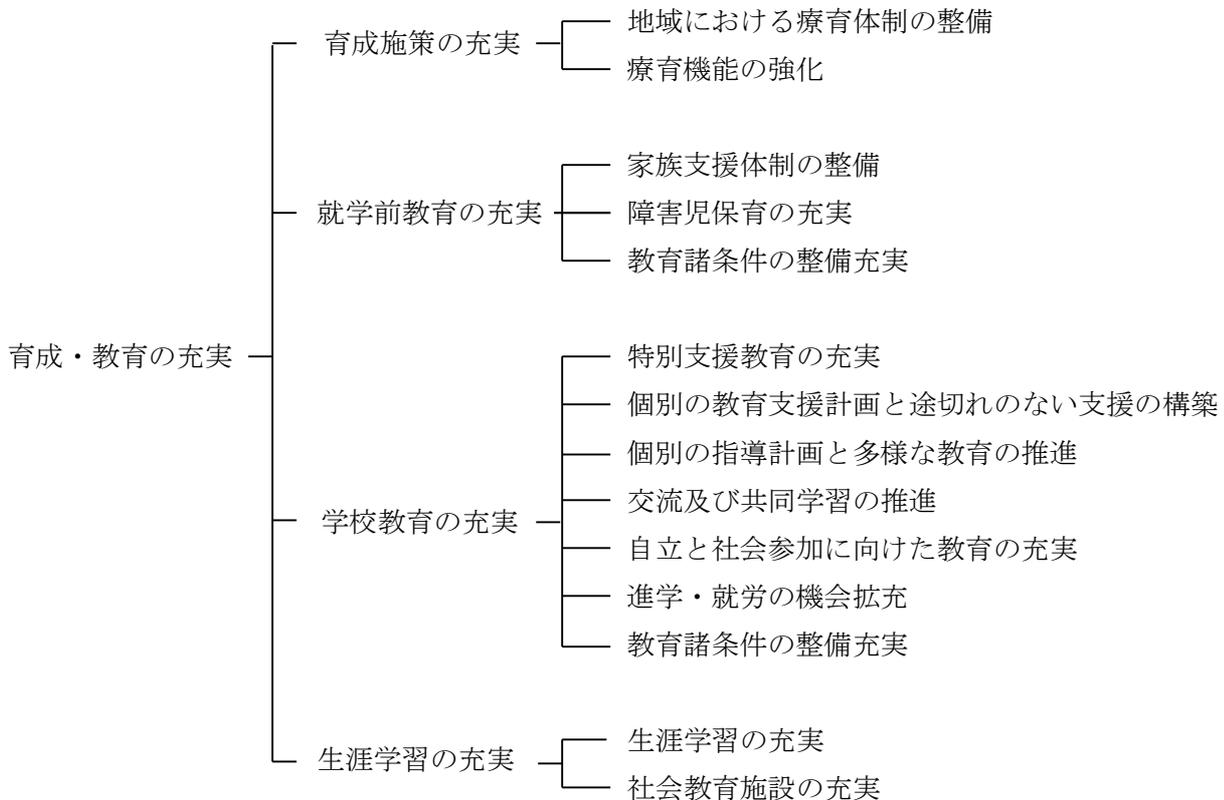


3. 育成・教育の充実



(1) 現状と課題

障害者の自立と社会参加を促進するためには、早期から一人ひとりの障害の状況や特性等に応じた適切な育成・教育を行うことが必要であり、また、ノーマライゼーションの理念に基づく共に生きる社会の実現に向けて、共に育ち共に学ぶことを基本とした教育の展開が必要です。

さらに、生涯にわたり学びを保障する生涯学習の充実が必要です。

① 現状

・ 育成施策の充実

本市では、障害児一人ひとりの障害の状況や特性等に応じた最も適切な育成・教育の内容を確保するために必要な諸条件の整備を行うとともに、地域で共に育ち合う保育と共に学び合う教育の推進に努めています。

今日、子どもを取り巻く環境は大きく変化しており、本市においても、子どもの健全育成の達成には多くの課題が残されている中で、子どもの権利を最大限尊重し、子どもが自らの権利を行使出来るよう保障するとともに、健全な育成を社会全体で支えるまちづくりに努めていくことを基本理念とし、平成19(2007)年に名張市子ども条例を施行しました。その中で、市は子どもを取り巻く状況に充分配慮し、あらゆる施策を推進するものとしています。

健康支援室では、母子健康手帳の発行教室（※発行教室…妊婦の状況を把握するとともに、妊娠期間

中の健康管理の重要性や、出産、育児に関する情報を提供する教室)、こんにちは赤ちゃん訪問、妊婦健康診査の実施、乳幼児健診の実施を行い、健康診査等で発達の遅れが疑われるなど支援が必要な場合は、「こあらっこ教室」などによる育児支援や医療機関等への紹介を行うなど家族の相談に応じています。一方、「子どもの心身の発達相談」を総合福祉センター「ふれあい」にある家庭児童相談室において、児童相談所と連携を図りながら実施しています。必要に応じて心理学的判定を行い、療育手帳の交付や言語指導の実施また他の専門機関につなげるなど、早期発見と早期療育に努めています。

名張市では、子どもの発達のために保健・医療・保育・福祉・教育の関係機関が連携し、総合的に支援できるシステムの構築を図り、「まち」全体で発達障害をサポートする取組を行うことを重要施策として位置づけていました。このため、0歳から18歳までの途切れない子どもの発達支援を行える仕組みを構築し、相談、医療、療育を総合的かつ継続的に提供できる体制と中核施設となる（仮称）名張市子ども発達支援センターを整備することとして、その整備計画を平成23（2011）年11月に策定するとともに、平成24（2012）年4月に子ども発達支援センターを機関設置し、平成25（2013）年4月に名張市子ども発達支援センターと名張市教育センターを併設する名張市子どもセンターを開設しました。子ども発達支援センターには、既存の制度や仕組み、地域の資源を有効活用することとした整備計画に基づき、発達障害の療育部門については、社会福祉法人名張育成会が運営する「児童発達支援センターどれみ」を子どもセンター内に移設し、医療部門は、市立病院の小児発達支援外来を設置してそれぞれの業務を担うこととしました。子ども発達支援センターでは、主に就学前の発達に心配のある子どもを対象とした支援事業（個別乳幼児特別支援事業、発達支援教室等）を実施していますが、整備計画に掲げられたシステムへの取り組みは今後の課題であります。

市内14保育所（園）・2幼稚園で障害児保育を行い、身近な地域で共に学ぶ保育に努めています。保育士の研修については、障害児保育担当や主任保育士を対象に年6回実施している他、「あすなろ学園」や「伊賀つばさ学園」、児童発達支援センター「どれみ」など県や専門機関が実施する研修にも参加し、研鑽を積んでいます。

・就学前教育の充実

保育所（園）・幼稚園においては、保育幼稚園室、学校教育室、子ども発達支援センター、児童発達支援センターどれみ等の連携による巡回相談を受け、個別に適切な支援の実施に努めています。また、保護者の同意を得た場合は、個別乳幼児特別支援事業として、医療・保健・教育・福祉などの関係機関が連携し、個別の支援目標や支援内容を検討した「個別の支援計画」を策定し、適切な支援の実施に取り組んでいます。「個別の支援計画」については、平成21（2009）年度より、就学時に学校教育に引き継ぎ、継続的な支援を実施しています。今後は、職員の資質向上に向けた研修を充実させ、さらなる保育力の向上に努めるとともに、関係機関が連携を図り、障害のある就学前児童全てに対する支援の拡充を図っています。

就学に際しては、平成24（2012）年に提出された中央教育審議会初等中等教育分科会報告（「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進」）等を踏まえ、総合的な観点から就学先を決定する仕組みの構築が必要となってきました。障害が重度化・多様化する中、保護者の意向を踏まえた適正な就学が可能になるよう就学前の教育、就学支援の充実を図る必要があります。

・学校教育の充実

市内のすべての小中学校には、特別支援教育に係る校内委員会が設置され、特別支援教育コーディネーターが配置されています。特別支援教育コーディネーターは、各学校の特別支援教育の中心的な役割を担い、職員の研修を企画したり、市内に7名配置（平成26（2014）年度）されているチーフコーディネーターと連携しながら、特別な支援が必要な児童生徒への支援の在り方について、担任等への助言を行っています。

す。また、特別支援教育コーディネーターが窓口となり、関係機関との連携を行い、一人ひとりのニーズに応じた支援が充実するように努めています。「伊賀つばさ学園」や「盲学校」などの県立特別支援学校や「あすなろ学園」等とも連携しながら、特別支援教育の充実を図っています。さらに、特別支援教育コーディネーターについては、年間8回の連絡会において、研修会、講演会、情報交換会等を行うことにより、その資質の向上に努めています。

平成21（2009）年度からは、名張市で統一した「個別の指導計画」、「個別の教育支援計画」、引継ぎのツールとしての「パーソナルカルテ」を活用し、支援が必要な児童生徒の有効な支援の構築に努めるとともに、それらの資料を情報交換のツールとして、保育所・幼稚園と小学校、小学校と中学校の途切れのない支援がスムーズに行えるように取組を進めています。しかしながら、中学校卒業までは、途切れのない支援のシステムが構築されつつありますが、中学校と高等学校（高等部）の連携は思うように進んでいないのが現状です。その原因として考えられるのは、管轄が違うことによる連携の難しさ、連携に当たってのツールである個別の教育支援計画がまだ十分に稼働できていないこと、高校は受験があるため連携のタイミングが難しいこと、受入れ側の高校の様子をつかみ切れていないことなどが要因であると考えられます。今後は中高の連携がスムーズに行くようにしていくこと、さらに、就労に向けては、他室との連携を図りながら、取組を進めていく必要があります。

障害が重度化・多様化するなか、個に応じた一層の支援の充実が求められています。また、通常の学級に在籍する支援が必要な児童生徒も平成22（2010）年度5.9%、平成25（2013）年度7.2%と増加傾向にあります。

・生涯学習の充実

生涯学習活動を充実することは、生きがいや社会参加の促進となり、生活の質の向上を図るうえでも大きな役割を果たします。公民館、市民センター等では、生涯学習の拠点として主催学級や様々な講座を開催し、生きがいづくりや社会参加の場を提供しています。図書館では、予約制で視覚障害者の方を対象にした対面朗読サービスの実施や、1級または2級の身体障害者手帳をお持ちの方を対象に、図書、CD、カセットテープの郵送による貸出しを行っています。また、子どもや高齢者の方など来館が困難な人々にも利用できるよう移動図書館やまなみ号が巡回するなど、生涯学習活動を支援しています。より生涯学習活動を推進していくために、障害のある人もない人も誰でもが同じように利用しやすい学習の場となるよう環境の整備に努めていく必要があります。

【前計画の達成状況】

i. 育成施策の充実

- ・庁内に発達支援チームを組織し、療育システムの検討を行っています。

ii. 就学前教育の充実

- ・市内保育所（園）および幼稚園での障害児の受入れを実施しています。
- ・障害のある児童の入所希望を受けた場合は、名張市障害児保育指導委員会での審議を経て、基本的には保護者の希望する保育所（園）において、子ども同士がお互いに理解し合いながら育ち合う障害児保育を実施してきました。特に、個別の保護者や子どもに関わる関連機関との連携が有機的に機能し始め、各関連機関が共通認識を持ちながら早期発見・早期療育のための具体的な個別の支援について検討し、支援の実施に向けた取組を行っています。

iii. 学校教育の充実

- ・市内小中学校および公立幼稚園において、特別支援教育コーディネーターを配置し、特別な支援を要する児童生徒に対し、一人ひとりに応じた支援についての協議、研究を実施しています。
- ・本市が立ち上げた「個別乳幼児発達支援システム」との接続を図る取組を進め、データベース化による一括管理で乳幼児期からのデータを小学校、中学校への教育機関へつなげ、学校教育における指導に活かすことが出来るよう配慮しています。
- ・特別支援学級の児童生徒が中学校区ごとに集う「もみじの集い」や企業や作業所を訪問する「中学校交流会」を実施し、各校との交流を通して相互理解のきっかけの場を提供することができました。
- ・名張市共生地域デザイン会議就労事業所部会において、関係機関のネットワークづくりを行いました。特別支援学校等、在学中の早期時点で関係機関と関わることで、充実した進路指導に寄与することができました。
- ・特別支援学校「伊賀つばさ学園」において、長期休業期間中にタイムケア事業を実施し、地域での日中活動や生活の場における支援を行いました。

iv. 生涯学習の充実

- ・生涯学習に関する情報提供および生涯学習ネットワークの構築については、従来の人材バンク制度が、個人情報保護の観点から活用が困難となりました。
- ・第3次公民館整備計画に基づき、障害者が利用しやすい公民館の施設整備を行いました。図書館の整備については、計画に基づき整備を完了しました。貸し出し図書の郵送サービスは、平成16（2004）年12月から実施しています。
- ・文化教室でのちぎり絵やお菓子づくり等、また、障害者スポーツ大会を開催し、生涯学習の場の確保や提供に努めました。

② 調査結果

(ア) 将来希望する進路

障害者福祉に関する基礎調査で、将来希望する進路を障害者本人に聞いたところ、身体各障害で37.0%、精神障害で28.0%、知的障害で11.0%の者が在宅を希望しています。次に割合の多いものとしては障害により回答が異なっており、身体障害では入所施設、知的障害と精神障害では就職となっています。

将来希望する進路 ー障害別ー

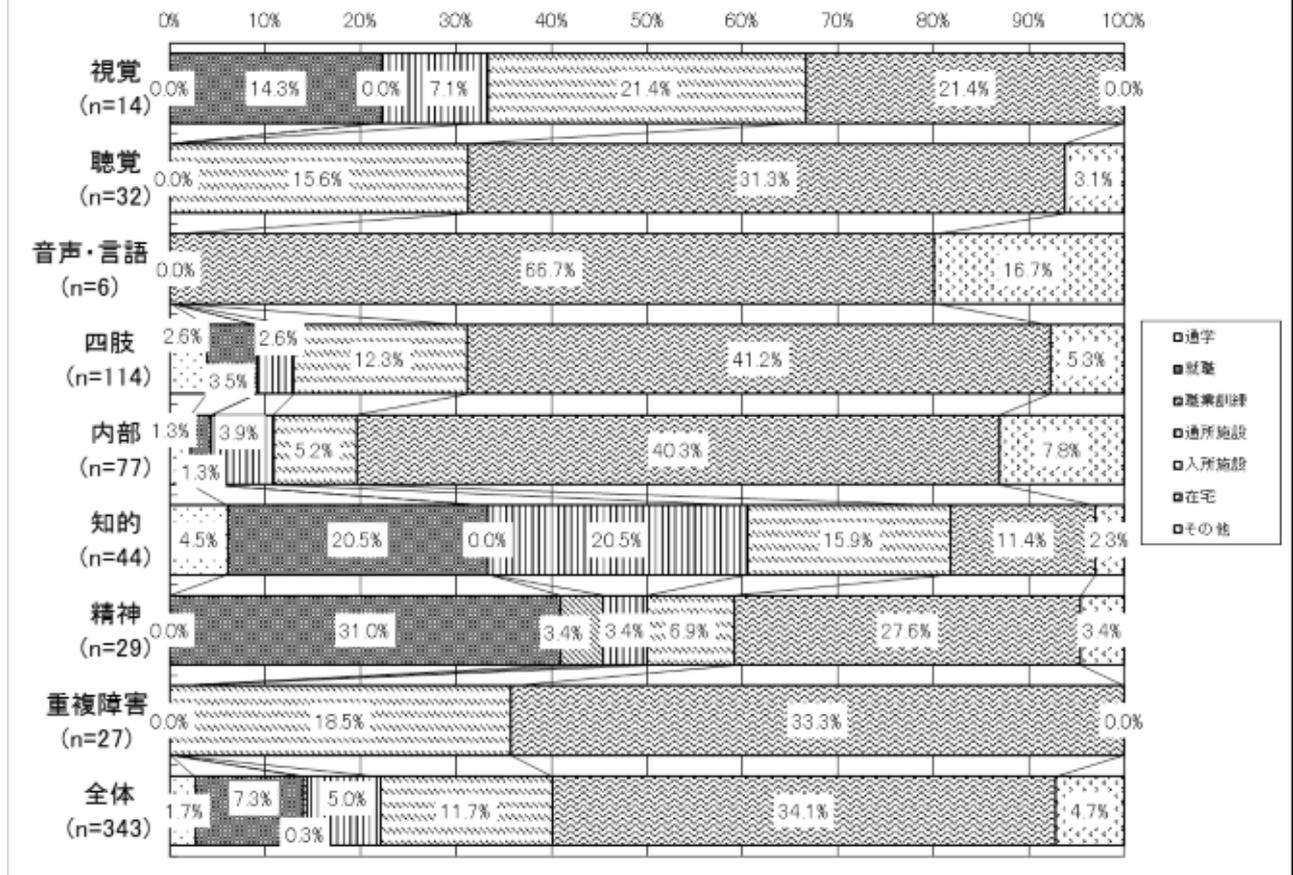


図 8 将来希望する進路 ー障害別ー

障害別のグラフでは在宅を希望する身体障害者が多いことが判明しましたが、40歳を越えてからの割合が顕著に現れています。施設入所についても同じ傾向にあります。40歳未満までは就職の割合が多く、特に20～39歳の年齢層では男性34.5%、女性38.5%と高い割合になっています。

表5 将来希望する進路 ー障害者本人 年齢・性別ー

年齢	0歳～19歳						20歳～39歳					
	男		女		計		男		女		計	
通学	4	36.4%	2	25.0%	6	31.6%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
就職	1	9.1%	2	25.0%	3	15.8%	10	34.5%	5	38.5%	15	35.7%
職業訓練	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	3.4%	0	0.0%	1	2.4%
通所施設	2	18.2%	2	25.0%	4	21.1%	5	17.2%	2	15.4%	7	16.7%
入所施設	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	2	6.9%	3	23.1%	5	11.9%
在宅	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	2	6.9%	3	23.1%	5	11.9%
その他	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	3	10.3%	0	0.0%	3	7.1%
無回答	4	36.4%	2	25.0%	6	31.6%	6	20.7%	0	0.0%	6	14.3%
総計	11	100.0%	8	100.0%	19	100.0%	29	100.0%	13	100.0%	42	100.0%

年齢	40歳～59歳						60歳～79歳					
	男		女		計		男		女		計	
通学	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
就職	6	26.1%	1	3.6%	7	13.7%	2	2.1%	0	0.0%	2	1.0%
職業訓練	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
通所施設	1	4.3%	2	7.1%	3	5.9%	1	1.1%	1	0.9%	2	1.0%
入所施設	3	13.0%	3	10.7%	6	11.8%	9	9.6%	9	8.5%	18	9.0%
在宅	4	17.4%	11	39.3%	15	29.4%	40	42.6%	42	39.6%	82	41.0%
その他	1	4.3%	1	3.6%	2	3.9%	5	5.3%	5	4.7%	10	5.0%
無回答	8	34.8%	10	35.7%	18	35.3%	37	39.4%	49	46.2%	86	43.0%
総計	23	100.0%	28	100.0%	51	100.0%	94	100.0%	106	100.0%	200	100.0%

年齢	80歳以上						全体							
	男		女		計		男		女		不明		計	
通学	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	4	2.1%	2	1.0%	0	0.0%	6	1.5%
就職	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	19	10.1%	8	4.1%	0	0.0%	27	6.9%
職業訓練	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.5%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.3%
通所施設	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	9	4.8%	7	3.6%	0	0.0%	16	4.1%
入所施設	4	12.9%	6	14.6%	10	13.9%	18	9.6%	21	10.7%	2	22.2%	41	10.4%
在宅	9	29.0%	19	46.3%	28	38.9%	55	29.3%	75	38.3%	1	11.1%	131	33.3%
その他	1	3.2%	1	2.4%	2	2.8%	10	5.3%	7	3.6%	0	0.0%	17	4.3%
無回答	17	54.8%	15	36.6%	32	44.4%	72	38.3%	76	38.8%	6	66.7%	154	39.2%
総計	31	100.0%	41	100.0%	72	100.0%	188	100.0%	196	100.0%	9	100.0%	393	100.0%

(イ)特別な教育的支援の必要な児童生徒

市内小中学校の通常学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する状況について

学校現場の調査によると、小学校で全児童の 7.0%、290 人、中学校で全生徒の 7.6%、155 人に必要という結果となっており、前回の計画策定時と比較して約 3 倍に急増しています。

県立高校においても障害児の受入れが始まりつつあり、特別支援学校以外でも障害児を受入れていこうという動きになっています。

表 6 特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する状況調査

	人数	児童生徒数に対する割合	40 人学級に対する人数
名張市内小学校	290 人	7.0%	2.8 人
名張市内中学校	155 人	7.6%	3.0 人
合計	445 人	7.2%	2.9 人
全国調査結果 (H24)	—	6.5%	2.6 人

通常学級における特別な支援が必要な児童生徒に関する状況調査による (平成 25 年調査)

③ 課 題

本市では、子どもを支援している関係機関が多くそろっていますが、保健・教育・福祉がネットワークとしてのつながりが弱く、名張市共生地域デザイン会議でネットワークづくりの検討を行い、名張市における子供のベクトルをそろえ、課題を共有して解決していくネットワークづくりの場を設定していきます。

本調査の「障害があることを知ったときの苦勞、不安」の回答の中で、障害の発見にあたり、「適切な医療機関がほしかった」と答えた割合が他の回答より多くなっており、特に就学前では、発育や発達について日常的に気になると答えています。

本市では、障害児の早期療育については、健診・相談の中で発達支援が必要な場合は、健康支援室、子ども発達支援センターが「こあらっこ教室」などの育児支援や専門機関への紹介を行うなど家族の支援を行っており、子育て支援事業も子ども支援センター「かがやき」を中心に早期からの取組を進めてきています。また、市内のすべての保育所（園）と幼稚園が障害児保育に取り組んできています。今後は子ども発達支援センター、保育幼稚園室、高齢・障害支援室、教育委員会、家庭児童相談室、かがやき、健康支援室、伊賀児童相談所、つばさ学園、名張養護学園、子どもライフサポートセンター「はーと」、児童発達支援センター「どれみ」、特定相談支援事業所、小児科医、自閉症協会など、有機的な連携による一層充実した取組が必要です。

特別支援教育の主たる目的は、能力や可能性を最大限に伸ばして将来の社会的自立のための基礎を培うことにあり、早期から障害の特性等に応じた適切な教育を行う必要があります。

本市における特別支援教育は、市内の小・中学校に設置されている特別支援学級のみならず、すべての学級において、「伊賀つばさ学園」・「あすなる学園」等の支援を受けながら進められています。また、今後は特別支援教育の一層の充実に向けて、適正就学を促進するとともに、発達障害や軽度知的障害等のある子どもたちが、地域の高校で学ぶ施策を図り、人的配置の増員や施設・設備の整備を図る必要があります。

また、さらなる学校教育の充実を図り、共に生きる社会の実現に向けて、地域で共に育ち共に学ぶことを基本とした教育に早期から取り組む必要があります。

市教育委員会が調査した「通常学級における特別な支援が必要な児童生徒の状況について」では、全校生に占める割合は、小学校では 7.0%、中学校では 7.6%という結果でした。平成 25（2013）年 9 月 1 日現在）このことから、発達障害といわれる注意欠陥・多動性障害（ADHD）、学習障害（LD）、高機能自閉症などが急増していることがうかがえ、特別支援教育を必要とする児童生徒への支援を充実する必要があります。

そこで、平成 19（2007）年から名張市個別乳幼児特別支援事業を実施し、発達障害の乳幼児およびその保護者に対してプランを作成し、学齢期を終えるまで保健、福祉、医療および教育の関係機関による総合的かつ一貫的な支援を実施しています。

小中学校においては、すべての学校に特別支援教育コーディネーターを配置し、また、校内委員会を設置して特別な支援が必要な児童・生徒の発見から具体的な支援についての体制づくりが整備されてきています。合わせて、通常学級に学習サポーター、特別支援学級に介助員を今日まで増員してきましたが、今後、さらに、学習サポーターを通常学級に増やしていく必要があります。

また、市の教育に関する研究や事業を行っている拠点施設、教育センターは、平成 25（2013）年 4 月に子どもセンター内に設置され、特別支援学級に在籍している子どもや通常学級における発達障害などの特別な支援を要する子どもへの指導については一体のものとして捉え、支援していく体制の充実を

目指していきます。施設・人材等は徐々に充実されつつありますが、そこへ上手くつないでいくことが課題となっていることから、教育センターを拡充させていくことが急務となっています。さらに、広く生涯学習の充実を図り、学校教育修了後も生涯にわたり学習を支援する体制を充実させていくことが重要です。

この分野の主要な課題は、次の4つです。

- ・ 育成施策の充実
- ・ 就学前教育の充実
- ・ 学校教育の充実
- ・ 生涯学習の充実

(2) 施策の目標

目標を設定する事項	2014 年度現状	2019 年度目標
療育システムの構築	—	構築

① 育成施策の充実

(ア) 地域における療育体制の整備

子ども関係施設間等の連携を促進し、精神障害や知的障害、発達に遅れがある子ども達の保護者への子育てで支援と、虐待児への支援として要保護児童地域対策協議会の稼働を積極的に行ないます。地域における療育体制の整備と、在宅療育児に関する相談、指導、支援体制の充実を図るため、「療育センター」の設置を進めるなど発達障害児への対応を含む総合的療育システムを構築します。

(イ) 療育機能の強化

障害の早期発見・診断と早期療育を総合的に行う施設の整備に努めるとともに、施設における療育機能の充実と、関係職員の資質向上のための研修の充実を図ります。

0歳児から18歳までの障害児の一人ひとりのニーズに応じた総合的な支援と指導を実施し、子どもの発達支援を図ることを目的に、就学前から就学への途切れのないスムーズな移行を行います。

就学前の乳幼児については、保健・福祉・保育・教育・医療などの関係機関が連携し、乳幼児一人ひとりのニーズに応じた総合的な支援と指導を行うための個別乳幼児特別支援事業をさらなる充実を図ります。また、学校においては、設置されている特別支援教育コーディネーターの力量を一層高めることにより、特別支援教育に係る支援力の向上を図り、学校として適切な支援が出来るよう研修の充実と支援体制の強化に努めます。就学前から就学期を通じて、小学校、保育所・保育園・幼稚園の特別支援教育コーディネーター相互の参観、個別支援のためのネットワークづくりを行います。

② 就学前教育の充実

(ア) 家族支援体制の整備

障害児に対する早期教育や療育等の早期対応においては、家庭の果たす役割が重要であることから、保護者や家族が障害のある子どもやその家族を含めたライフステージに見通しを持てるように、支援を繋ぐパーソナルカルテを活用し、療育システム等の支援体制の整備を図ります。

(イ)障害児保育の充実

関係機関の連携を一層進め、地域でともに育ち合う保育のさらなる推進を図っていきます。また、個別乳幼児特別支援事業においては、民間保育所や私立幼稚園の参画を推進し、障害をもつ就学前児童とその保護者全てに対し、個別にニーズを把握し、乳幼児期から適切な支援を行っていきます。また、「伊賀つばさ学園」や特別支援学級を置く小・中学校等との連携協力を図るとともに、「伊賀つばさ学園」の地域支援機能を活用して、早期から保護者等への相談や情報提供の充実を図り、早期教育や療育等の一層の充実に努めます。

(ウ)教育諸条件の整備充実

早期教育や療育等の充実のために、施設や設備の改善整備を図るとともに、教員の資質向上のための研修および保護者への研修活動を充実します。

また、障害のある子どもたちが安心して教育を受け、就労出来るようにするために、0歳から18歳までを一貫して見通し、支援を構築していくための中心的な役割を担う専門的な部署の設置の必要性が求められています。そのため、専門的な部署の設置に向けた検討を進めます。

③ 学校教育の充実

(ア)特別支援教育の充実

学校における教育のみならず、福祉施策や就労支援などへつないでいくための調整の役割を担う特別支援教育コーディネーターの幼稚園および全小中学校への配置も完了し、現在その資質向上に努めています。それに伴い、チーフコーディネーター制度を活用し、コーディネーターを支援する体制の充実を図っています。

(イ)個別の教育支援計画と途切れのない支援の構築

保育幼稚園室との連携を強化し、途切れのない支援を構築していきます。そのために、障害のある子どもを発見したら個別の教育支援計画を作成し、保幼小中高と情報伝達を確実に行っていきます。

(ウ)個別の指導計画と多様な教育の推進

障害児一人ひとりが最も適切な教育を受けられるように、「名張市教育支援委員会」の相談機能を充実させるなど早期からの就学相談の充実を図ります。また、障害の特性等を踏まえ、ニーズに応じた柔軟な教育が行われるように努め、校内支援体制を充実させるとともに、個別の指導計画を作成して多様な教育の推進を図ります。身近な地域で障害に応じた教育が受けられるよう、特別支援教育のセンター的機能を果たしている「伊賀つばさ学園」の一層の充実に県に要望していきます。

(エ)交流及び共同学習の推進

障害のある児童生徒が安心して生活出来るよう、交流及び共同学習を行い、共生社会の形成に向けて、経験を広め、社会性を養い、豊かな人間性を育てるとともに、多様性を尊重する心を育むことを目指します。

(オ)自立と社会参加に向けた教育の充実

障害児の将来の自立と社会参加に向けて、そのために必要な知識や技能の習得を重視した教育内容の

一層の充実を図るとともに、交流教育を通して、共に学び合う教育の一層の推進を図り、学校教育の中で、高齢者や障害のある人との交流を促進します。

また、障害児の放課後活動の充実を図るとともに、夏休みなど長期休業中の地域における活動を支援します。さらに、夏期休業中における「体験学習事業」の推進を図ります。

(h)進学・就労の機会拡充

障害者が高等教育へ進学する機会を拡充するため、障害者の受験機会の確保と受験時や入学後の手話通訳や点訳等の支援体制の確立、必要な施設設備の改善整備等を行うよう、国や県に働きかけていきます。関係機関等との連携により、学校から社会への移行支援がスムーズに行われるよう、障害の状況等に応じた進路指導の充実を図り、アフターケア体制の確立を図ります。卒業後の進路を保障するために、伊賀公共職業安定所、三重県障害者相談支援センター、障害者人材センター、就業・生活支援センタージョブサポート「ハオ」等と連携を図り、雇用機会の拡大を図ります。

(k)教育諸条件の整備充実

教育内容や方法の一層の改善充実を図るとともに、研修等による担当教職員の資質の向上と、教育施設や設備の充実等の教育条件の整備充実を図り、教職員を支援する体制の検討を進めます。

また、担当教職員以外の教職員に対しても、特別支援教育および人権についての一層の理解を深めさせるために研修等の充実を図ります。

④ 生涯学習の充実

(f)生涯学習の充実

スポーツ、文化芸術、図書館、公民館活動の振興および青少年教育等、生涯学習に関する事業を総合的に推進するため、新しい生涯学習システムを構築します。

(i)社会教育施設の充実

より利用しやすい施設の整備を進めるため、新たな総合的な整備計画を検討します。